

浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業
に関する基本協定書（案）

浦安市

【 】

令和 7 年 9 月 【 】 日

目次

第 1 条（目的）	P1
第 2 条（甲及び乙の義務）	P1
第 3 条（事業予定者の設立）	P2
第 4 条（株式の譲渡等）	P3
第 5 条（業務の請負、委託）	P3
第 6 条（事業契約）	P4
第 7 条（準備行為）	P5
第 8 条（解除等）	P5
第 9 条（事業契約の不調）	P7
第 10 条（秘密保持等）	P7
第 11 条（管轄裁判所）	P9
第 12 条（誠実協議）	P9
第 13 条（有効期間）	P9
別紙 1 出資者保証書の様式（第 6 条関係）	P13

浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）と【 】グループ（以下「乙」といい、そのうち（構成員）欄に記名押印せる者を「構成員」といい、（協力企業）欄に記名押印せる者を「協力企業」といい、構成員のうち（代表企業）欄に記名押印せる者を「代表企業」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用されている用語は、本基本協定において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、本事業の募集手続に係る要求水準書及び募集要項に定義された意味を有するものとする。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）についての基本事項とともに、甲が事業予定者に対して行わせる浦安市千鳥学校給食センター（以下「本施設」という。）の改修・更新業務、運營業務及び維持管理業務並びにこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の募集手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に定める株式会社である取締役会設置会社、かつ、株券不発行会社として、本事業に係る業務の実施のみを目的とし、決算期を3月末日として、事業予定者を浦安市内に設立し、その商業登記の履歴事項全部証明書の原本、印鑑証明書の原本、株主名簿の原本証明付写し及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出する。

2 乙の全ての構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資比率となるように出資するものとする。また、本事業の終了に至るまで、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、100パーセントとなるように維持されるものとし、次条第1項第2号に基づく場合を除き、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加をさせないものとする。

3 事業予定者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、構成員は、事業予定者の定款に会社法第107条第2項第1号に定める事項を規定するものとし、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

4 乙は、本事業の終了に至るまで、次のとおり、本事業の募集手続において行った提案事項（配当制限、内部留保、監査手続を含むが、これらに限られない。）を遵守して、事業予定者に改修・更新、運営及び維持管理をさせるものとする。

<例示>

(1) **【事業者提案により、具体的に規定します。】**

(2) …

5 乙は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、構成員は、事業予定者をして、本店所在地を浦安市外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙は、本事業が終了するときまで、事業予定者又は構成員が、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知させ、その承諾を得た上で、これを行わせるものとする。

- (1) その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他これらに類する処分をすること
- (2) 事業予定者の新株又は新株予約権の発行その他の方法により、構成員以外の第三者の事業予定者への資本参加を決定すること
- (3) 構成員以外の第三者による出資を認めることとなるか又は代表企業の出資比率が事業予定者の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資を決定すること

2 前項の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合、乙は、当該行為を行った構成員又は事業予定者をして、当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面の写しを、その行為後速やかに、当該第三者作成に係る甲所定の書式の誓約書を添えて甲に対して提出するものとする。

(業務の請負、委託)

第5条 乙は、事業予定者をして、本施設等の改修・更新に係る業務を【 】に請け負わせ、運営に係る業務を【 】に、維持管理に係る業務を【 】に、それぞれ委託させるものとする。

2 乙は、本基本協定締結後速やかに、前項に定める改修・更新、運営若しくは維持管理の各業務を請け負わせる者又は委託する者と事業予定者との間で、当該各業務に関する請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しその他各業務を請け負わせ、又は委託したことを証する書面を甲に提出しなければならない。

3 第1項により事業予定者から改修・更新に係る業務を請け負った者又は運営若しくは維持管理に係る業務の委託を受けた者（併せて、以下「請負事業者等」という。）は、自ら、かつ、当該業務の下請負又は受託をさせた者（以下「下請事業者等」という。）をして、請け負った、又は委託を受けた業務を誠実に行わなければならない。

また、請負事業者等及び下請事業者等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）から、請け負い又は委託を受けた業務の適正な履行の妨害又は不当若しくは違法な要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出るものとし、かつ、甲及び管轄の警察署と協力して、請け負い又は委託を受けた業務の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

4 甲は、乙のいずれかが前項に違反した場合は、浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の定めるところにより、指名停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

5 本事業の遂行において、甲は、前事業者が前事業で使用する、調理機器を維持するために必要な部品（以下「特定部品」という。）の調達に関して事業予定者及び乙を支援する。

（事業契約）

第6条 乙は、事業予定者をして、事業契約の仮契約を、令和7年10月を目処として、甲との間で締結させるものとする。

2 乙は、事業予定者をして、事業契約を、令和7年12月を目処として、甲との間で締結させるものとする。

3 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

4 乙は、構成員をして、甲と事業予定者との事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成させて甲に提出するものとする。

5 事業契約の締結前に第8条第1項各号所定の事由が生じた場合には、甲は事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。

6 甲は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約の仮契約又は本契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、本事業の募集手続において乙が提案した割賦料及び委託料の合計金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の5に相当する金額を請求することができる。

（準備行為）

第7条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

（解除等）

第8条 次の各号の事由が生じた場合、仮契約及び事業契約の締結又は契約終了並びに解除の有無にかかわらず、甲は、本基本協定を解除することができる。

(1) 本事業の応募に関し、次のいずれかに該当したとき

ア 公正取引委員会が、乙の構成員のいずれかに違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき

イ 乙のいずれかの役員又は使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき

(2) 乙のいずれかが次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者（暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者を利用するなどしていると認められるとき

ウ 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は本号アからエまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が本号アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき

キ 前号カに該当する場合のほか、本号アからオまでのいずれかに該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約

その他の契約に関し、解除を甲から求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき

2 次のいずれかの場合に該当するときは、甲は、乙に対して連帯して、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 前項の規定により本基本協定が解除された場合

(2) 乙が本事業において負うべき債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 前各項の適用がある場合において乙が単独企業でないときは、乙は、賠償金等の金員を連帯して甲に支払わなければならない。

4 前各項の定めるところに従って甲が乙に対して賠償金等の金員を請求できる場合において、当該金員に相当する金額の支払いを第6条第6項又は事業契約に基づき事業予定者から甲が受けたときは、甲は乙に対し当該金員を請求できないものとする。

(事業契約の不調)

第9条 事由の如何にかかわらず事業契約の締結に至らなかった場合には、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第6項及び第8条の規定による金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持等)

第10条 甲及び乙は、特定部品に関する情報について第5条第5項の定めに従うほか、本基本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（特定部品に関する情報を含むが、これに限られない。）を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本施設等の改修・更新、運営及び維持管理若しくは本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 事業予定者に開示する場合
 - (5) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した第三者に開示する場合
 - (6) 本施設等の改修・更新、運営及び維持管理において必要がある場合
- 4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 乙は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。
- 6 前各項の定めにかかわらず、甲は、本事業からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、乙のいずれかが第8条第1項第2号に該

当するか否かについて、照会できるものとし、乙は、甲が警察署へ照会を行うことについて、ここにあらかじめ承諾する。

（管轄裁判所）

第 11 条 甲及び乙は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（誠実協議）

第 12 条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 13 条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から本事業の終了日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約の締結に至らなかった場合には、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第 6 条第 6 項、第 8 条から第 11 条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年9月【 】日

発注者（甲）

浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

（乙） 【 】グループ

（代表企業／構成員）

印

（構成員）

印

（構成員）

印

(構成員)

印

(構成員)

印

(構成員)

印

(構成員)

印

(協力企業)

印

(協力企業)

印

(協力企業)

印

別紙 1 出資者保証書の様式（第 6 条関係）

令和 7 年 10 月【 】日

浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

出 資 者 保 証 書

浦安市（以下「発注者」という。）及び【 】特別目的会社（以下「事業者」という。）間で令和 7 年 10 月【 】日付で仮契約が締結された浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業（以下「本事業」という。）に係る事業契約（以下「本契約」という。）に関して、事業者に出資を行った【 】社、【 】社、【 】社、【 】社及び【 】社（以下「株主」と総称する。）は、本日付をもって、発注者に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証します。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

記

- 1 事業者が、令和【 】年【 】月【 】日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社である取締役会設置会社、かつ、株券不発行会社として、本事業に係る業務の実施のみを目的とし、決算期を 3 月末日として適法に浦安市内に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。

- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、【 】株であり、その全てを株主が保有しており、その内訳は、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社であること。
- 3 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとし、かつ、発注者の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書等の写しを、当該行為後速やかに、当該第三者作成に係る発注者所定の書式の誓約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出すること。
- (1) 事業者の株式の株主以外の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
- (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法での株主以外の第三者による事業者への資本参加の決定
- (3) 株主以外の第三者による出資を認めることとなるか、又は代表企業の出資比率が事業者の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- 4 前項に規定する手続による場合を除き、株主は、本事業が終了するときまで、事業者の株式を取得時の保有割合を維持して保有するものとし、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 株主は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約に基づく事業者の責任が消滅するまで解散しないこと。ただし、発注者が事前に承諾した場合又は発注者が承諾した第三者が、本契約に基づく事業者の責任を引き受けた場合については、この限りではない。

以上

【 】社
代表者【 】